

# 外国人技能実習生 受け入れ事業 ご案内



協同組合 関東産業振興会



# 外国人技能実習生受け入れ事業について

**外国人技能実習生受け入れ事業では、海外からの意欲ある優秀な人材を受入企業に紹介し、技術・技能の修得を支援しています。**

外国人技能実習生の受け入れは、企業側にとっても、**安定した労働力の確保**や**社内の活性化**など幅広い効果が見込まれ、企業の**業績発展に貢献**することが期待されます。また、我が国の生産・管理の技術・知識を外国人技能実習生に修得させ、発展途上国の発展を担う人材を育成することを通じ、**日本企業の活性化**を図るとともに、外国への技術移転、及び**外国の産業経済の発展に貢献**し、**相互理解と友好親善**の推進に寄与することを目的としています。

## 受け入れのメリット

### 安定した 労働力の確保！

3年間安定した雇用が確保でき、  
毎年の受入により、中長期的な生産体制・  
人員計画を組むことができます。

### 企業による 国際貢献！

日本の技術・技能・知識を企業で修得した実習生が、帰国後に母国の発展に貢献することは、企業にとって大きな国際貢献といえます。

### 国際ビジネス への展開！

将来、企業の国際ビジネスを展開していく場合には、帰国した実習生が大変頼りになる人材にもなります。

### 職場の 活性化！

少子化、高齢化が進んでいる社会の対策として、意欲を持った若い実習生が職場に入ることにより、日本人社員への刺激にもなり、職場が活性化します。

# 技能実習生たちの日常

---



今日も、



明るく、元気よく

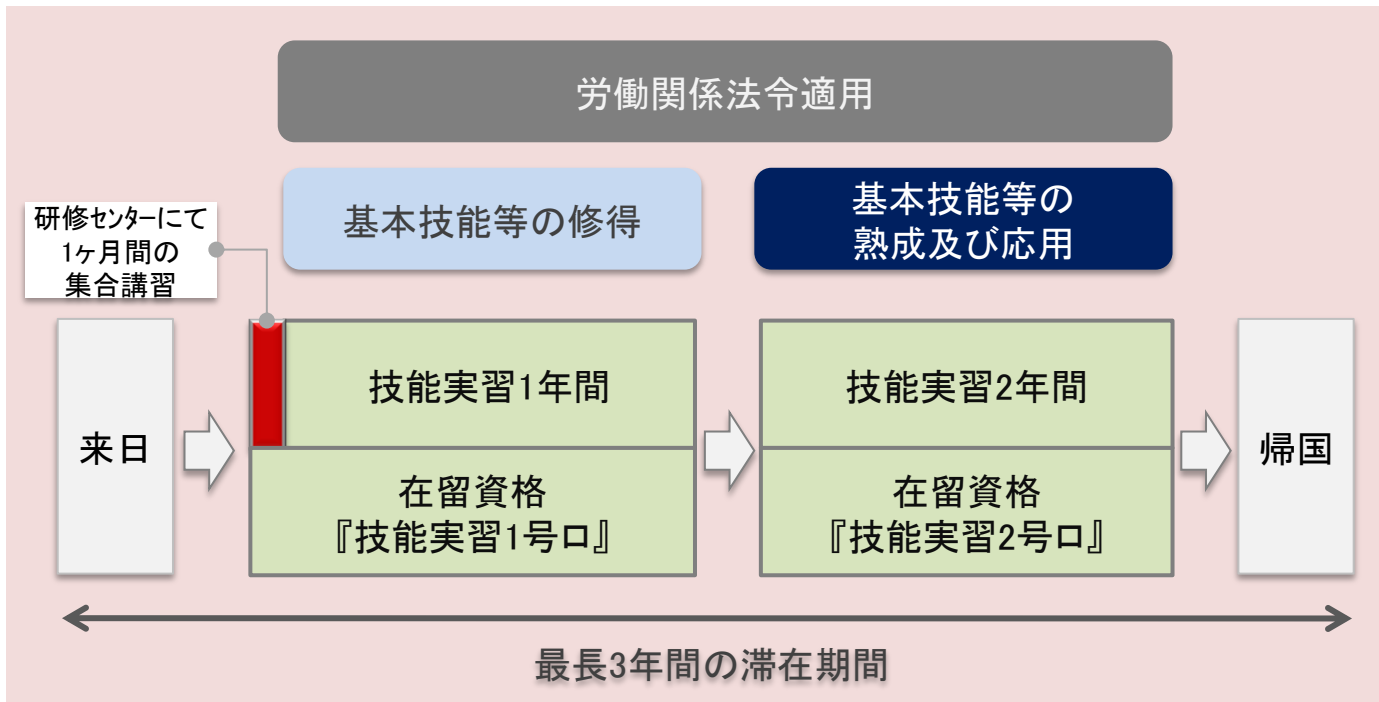


一生懸命働きます！



楽しい社員旅行

# 技能実習生受け入れ事業の仕組み



## 滞在期間

滞在期間は、講習期間(1ヶ月)、及び技能実習1号と技能実習2号の期間を合わせて、最長3年です。

滞在期間は実習職種によって異なります。1年間の技能実習を修了して帰国する職種と、1年間の技能実習を修了した後、技能実習2号に移行し、更に2年間延長して滞在できる職種と区分されています。

## 技能実習1号

実習生は「技能実習1号」という在留資格で日本に入国します。技能実習1号で入国後、組合において1ヶ月間集合講習を行い、残り11ヶ月間を各企業において雇用契約に基づき技能の修得を行います。

## 技能実習2号

一定の技能実習1号を終えた後、技能検定基礎2級以上の能力を満たした実習生は、技能実習2号に移行し、「技能実習1号」で修得した技能等を習熟する活動を行います。この場合、受入れ企業と本人との間で、原則、再度雇用契約を締結することになります。

# 技能実習生受け入れ人数枠

## 技能実習生受け入れ人数枠

人数枠と言うのは、1年間で受け入れることができる、受け入れ企業の常勤職員数に対する技能実習生の枠です。（※中小企業団体は、受け入れ可能な人数枠が緩和されます。）

| 受け入れ企業の常勤職員数  | 技能実習1号(1年目)の受入人数枠 |
|---------------|-------------------|
| 201人以上 300人以下 | 15 人              |
| 101人以上 200人以下 | 10 人              |
| 51人以上 100人以下  | 6 人               |
| 50人以下         | 3 人               |

※50人以下の企業では、技能実習生数が受け入れ企業の常勤職員総数を超える事は出来ません。  
※300人を超える企業に関しては、常勤職員数の5%以内で技能実習生の受け入れが可能です。

(例) 常勤職員数50人以下の企業様が、毎年技能実習生を受け入れた場合の人数モデル

【1年目】 1期生 入国

技能実習  
1号



= 3名

【2年目】 2期生 入国

技能実習  
1号



技能実習  
2号(1年目)



+

= 6名

【3年目】 3期生 入国

技能実習  
1号



技能実習  
2号(1年目)



+

技能実習  
2号(2年目)



+

= 9名

【4年目】 4期生 入国、1期生 帰国

技能実習  
1号



技能実習  
2号(1年目)



+

技能実習  
2号(2年目)



+

= 9名

※ 3年目以降には、9名の技能実習生が在籍することになります。



# 入国後の講習について

## 1. 教室、宿舍一体型の組合研修センター

組合内にある研修センターは、同一施設内に教室と宿泊施設を備えていますので、技能実習生達は学習に集中することができます。また清掃、ごみの分別といった生活習慣の指導も効率的に行うことができます。



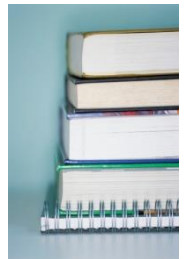
## 2. 生活学習

外国人の技能実習生達は日本とは育った環境が異なるため、生活習慣も異なります。特に企業着任後にトラブルになりやすい清掃に関しては重点的に指導します。日本人との習慣の違いからトラブルが発生しないよう、日本の習慣、礼儀作法等を研修センターでの生活の中で実践を通じて学習します。



## 3. 実践的な日本語会話学習

技能実習生は企業に着任後、自分達の力で生活していかなければなりません。そのため、当組合では、スーパー、郵便局、銀行といった日常生活で必要不可欠な場面の日本語の修得を目指し、多くカリキュラムに取り入れています。



## 4. 実習実施企業別の専門用語学習

現場で使用する言葉は企業によって異なります。ご要望に応じて専門用語等の現場でよく使う言葉を講習にて取り組み、学習させることが可能です。



# 技能実習生受け入れの流れ

受け入れ企業のニーズを把握

送り出し機関にて技能実習生を募集

送り出し機関にて書類選考、筆記試験

送り出し機関にて面接（人選決定）

入国前研修（約3ヶ月）

日本入国

研修センターにて事前講習（約1ヶ月）

日本入国後、組合の研修センターで1ヶ月間、日本語教育及び日本の生活習慣、関係法令などの集合講習を行います。

受け入れ企業への配属／  
技能実習開始

受入企業において11ヶ月の技能実習1号と  
最長2年間の技能実習2号が行われます。

技能検定試験



技能実習2号になるためには、各都道府県の  
職業能力開発協会が主催する**基礎2級技能  
検定試験に合格する必要があります。**  
この試験の受験の案内は、組合から受入企業  
に対して別途おこないます。

技能実習生帰国

約  
4  
カ  
月

技能  
実  
習  
1  
号  
（1  
年  
目）

技能  
実  
習  
2  
号  
（2  
年  
目・3  
年  
目）

滞  
在  
期  
間  
最  
長  
3  
年



現地面接



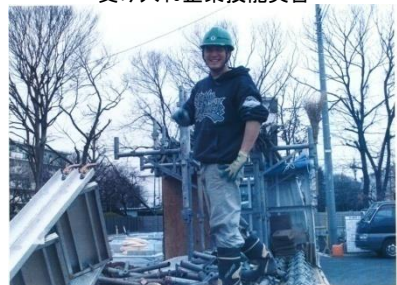
入国前技能研修



入国後講習



受け入れ企業技能実習



受け入れ企業技能実習

